

名護市放課後児童健全育成運営事業者
募集要項（屋我地学童クラブ）

令和5年9月
名護市（子育て支援課）

(募集要項)

目 次

1	施設の概要	1
(1)	募集理由	1
(2)	施設の所在地	1
(3)	施設の規模・構造等	1
(4)	主要施設	1
(5)	施設平面図	1
2	運営基準・条件	1
3	応募資格要件	1
4	募集校区及び募集支援単位	2
(1)	募集校区	2
(2)	募集支援単位	2
5	運営補助金	2
6	申請手続	2
(1)	申請書類	2
(2)	書類の提出に係る注意事項	4
(3)	提出方法、提出場所及び受付期間	4
(4)	質問事項の受付	5
(5)	現地説明会	5
(6)	留意事項	5
7	運営事業者の決定	5
(1)	運営事業者の決定方法	6
(2)	運営事業者候補者の選定及び決定	6
8	運営事業者決定後の手続	7
(1)	協定の締結	7
(2)	協定で定める事項	7
(3)	引継	8
(4)	その他	8
9	スケジュール	8
10	問い合わせ先	8

名護市放課後児童健全育成運営事業者募集要項（屋我地学童クラブ）

この募集要項は、令和6年4月1日から屋我地幼稚園舎を利用して、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「屋我地学童クラブ」という。）を運営する事業者の募集に関して必要な事項を定めるものです。

1 施設の概要等

(1) 募集理由

これまで、名護市立小中一貫校屋我地ひるぎ学園敷地内にある、屋我地幼稚園舎を活用して放課後児童健全育成事業を実施していましたが、令和6年3月31日をもって当該実施事業者の事業終了に伴い、後任の事業者を募集するものです。

(2) 施設の所在地 名護市字饒平名159番地

(3) 施設の規模・構造等

- ア 建築年月 平成13年3月
- イ 施設面積 200㎡
- ウ 構造・規模 鉄筋コンクリート造 1階建て

(4) 主要施設

- ア 保育室
- イ 遊戯室
- ウ 倉庫
- エ ステージ
- オ 職員室
- カ トイレ
- キ 玄関スペース

(5) 施設平面図 別紙

2 運営基準・条件

別紙仕様書参照

3 応募資格要件

次の各号の全てに該当する法人その他の団体（以下「団体」という。）である必要があります。

- ア 安全円滑に放課後児童健全育成事業を実施できる団体であること。
- イ 団体で、当該団体又はその代表者が次の事項に該当しないものであること。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (イ) 国税及び地方税を滞納している者
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
 - (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等の手続中である者

ウ 放課後児童支援員資格を有する者が2人以上いること。

エ 放課後児童健全育成事業を実施するために必要な経営基盤及び社会的信望、熱意を有している者であって、かつ、事業を開始するまでに必要な教材や消耗品等を購入する資金を有し、毎年度の運営費に関し、市から放課後児童健全育成事業補助金の交付を受けるまでに必要な資金調達が可能であること。

4 募集校区及び募集支援単位

(1) 募集校区

屋我地地域・羽地地域

(2) 募集支援単位

1 支援単位 (※)

※ 支援単位とは、児童の集団の規模のこと。1 支援単位、おおむね40名とする。

5 運営補助金

運営開始後の運営費は、名護市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、事業を実施していると市長が認める場合において、名護市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。支払い時期については、年2回概算払いを行い、実績報告に基づき精算を行う。

(参考) 概算払時期の目安

1 回目：例年6月 (又は7月)

2 回目：例年12月

清算：実績報告書提出後 (翌年4月又は5月)

6 申請手続

(1) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出期間内に市に提出してください。

なお、市長が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

No.	書類名称	必須の有無 (※)	備考
①	屋我地学童クラブ申請書	○	様式第1号
②	誓約書 (屋我地学童クラブ)	○	様式第2号
③	団体の概要調書	○	様式第3号
④	団体の定款又は寄附行為若しくはこれらに準ずる書類	△	法人でない場合は、規約
⑤	団体の登記事項証明書及び印鑑証明書	法人	申請日前3か月以内に取得したもの
⑤-1	代表者の身分証明書	法人以外の 団体	
⑥	団体の決算関係書類 (事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又	△	過去3か年分 ※3か年の実績がない場合 (3か年の運営実績がない団体) は、実績がある年分

	はこれらに準ずる書類)		※決算又は新規により実績が全くない団体は、不要
⑦	団体の予算関係書類（事業計画書、収支計画書及び補助金総括表）	○	①収支計画書及び補助金総括表は指定様式（様式第4号） ②事業計画書は、任意様式
⑧	団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類（団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの、就業規則及び運営規程又はこれらに準ずる書類）	○	
⑨	法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書	○	過去3か年分
⑩	役員の名簿及び履歴を記載した書類	○	
⑪	事業計画書 （以下の項目について、屋我地学童クラブの設置目的を効果的に達成し、しかも、効率的に運営できることがわかる内容として提案してください。）	○	
	A 業務を行うに当たっての基本方針	○	基本方針、コンセプトを記述してください。
	B サービス等を向上させるための方策	○	具体的なサービス向上及び稼働率の向上、利用者等の要望の把握並びにそれらの実現策などについて提案してください。
	C 施設・設備の維持管理計画	○	清掃や設備の保守点検、警備など維持管理計画について提案してください。
	D 管理執行体制	○	人員配置や業務体制、新たな雇用に関する基本的な考え方について提案してください。
	E 個人情報・情報公開の取扱いについての基本方針	○	情報管理体制や基本的な方針について提案してください。
	F 利用者のトラブルの未然防止と対処方法	○	屋我地学童クラブを利用される市民の方々からの苦情や不満、トラブルに対する基本的な考え方、具体的な解決方法や体制について提案してください。

	G 危機管理に対する方針について	○	防犯や防災その他緊急時の対応等への方針について提案してください。
	I その他の提案	○	屋我地学童クラブの設置目的を効率的、効果的に達成する方法等
⑫	自主事業の実施計画書 (任意様式)	△	屋我地学童クラブを利用して行う自主興行等の自主事業に関して提案してください。

(2) 書類の提出に係る注意事項

提出部数	正本1部 副本8部（正本の複写したもので可。再複写できるように、ステープル禁止）
ページの振り方	全てのページに連番でページ番号を入れてください。
書類の綴り方	上記(2)の表の提出書類の順に書類を並べ、フラットファイルに綴った上で提出してください。
目録の作成	添付する書類の目録をつけてください。
インデックスの付け方	① 様式ごとに間紙を入れ、間紙にはインデックスを付けてください。 ② インデックスには提出書類の順に①・②・③・・・と名前を付けてください。
フラットファイルの色の統一	フラットファイルの色は全て統一してください。
印刷方法	片面印刷としてください。
作成例	<p>The diagram illustrates the correct stacking order for documents in a flat file. From bottom to top, the layers are: a white box labeled '目録' (Table of Contents); a light green box labeled '間紙' (Index paper); a white box labeled '様式第1号' (Form No. 1); another light green box labeled '間紙' (Index paper); a white box labeled '①' (Document 1); a white box labeled '様式第2号' (Form No. 2); a third light green box labeled '間紙' (Index paper); and finally a white box labeled '②' (Document 2) at the top.</p>

(3) 提出方法、提出場所及び受付期間

提出方法	持参又は郵送	【持参】 ① 天災や不慮の事故等の不可抗力により、遅れが生じた場合であっても、受付期間内に提出がなければ受け付けません。 ② 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とします。
------	--------	---

		【郵送】 ① 天災や不慮の事故等の不可抗力により、遅れが生じた場合であっても、提出期間内の消印でなければ受け付けません。 ② 着払い又は料金不足は、受け付けません。 ※メールやFAXでの提出は認めません。
提出場所	〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号 名護市役所（1階）こども家庭部子育て支援課子育て支援係 電話0980-53-1212（内線389）	
受付期間	令和5年9月1日（金）から10月2日（月）まで （土・日・祝祭日を除く。） 午前8時30分から午後5時まで	

(4) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付けます。

受付期間	令和5年9月4日（月）から同月19日（火）まで
受付方法	募集要項の内容等に関する質問書に必要事項を記入の上、電子メールで提出してください。 メールアドレス kosodate04@city.nago.lg.jp
回答	回答は名護市公式ホームページにおいて、次の期間の間に公表しますので確認してください。（質問者名は公表しません。） 9月5日（火）～9月22日（金） ※ 募集要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、上記以外の方法（電話、口頭等）による質問回答は一切行いません。

(5) 現地説明会

屋我地学童クラブにおいて、次のとおり現地説明会を実施します。

申込方法	希望者は、「現地説明会参加申込書」をメールで提出 メールアドレス kosodate04@city.nago.lg.jp
申込期限	令和5年9月11日（月）17時まで
開催日時	令和5年9月15日（金）10時から
説明場所	屋我地学童クラブ
現地説明会に係る留意事項	① 参加人数は団体につき3名以内 ② 現地説明会以外に申請者自ら現地見学を行うことは構いませんが、学校敷地内に屋我地学童クラブがあることから、市に事前に連絡を行い、承認を得てから行ってください。 ③ 申込者に対して、後日、現地説明会当日の詳細（駐車場所の指定、説明概要、その他注意事項等）を案内します。

(6) 留意事項

ア 募集要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 接触の禁止

本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件申請について個人的な接触を禁じます。

ウ 申請内容の変更及び追加の禁止

誤字・脱字等の軽微な修正を除き申請書類提出後の修正・資料の追加は認めません。ただし、市長が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。また、書類の不足に関しては、申請期限日までに限り提出を認めます。

エ 虚偽の記載をした場合の取扱

申請書類に虚偽の内容があった場合は、失格とします。

オ 申請の辞退

申請受付後に辞退（様式任意）する場合は、辞退届出を提出してください。

カ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

キ 提供書類の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

ク 情報公開

申請の際、提出した関係書類は全て行政文書となることから、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づき、情報公開の対象となることがあります。

ケ 法人税等

団体に係る市民税、運営事業者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、名護市税務課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

コ 提出した書類に関しては、返却しません。

7 運営事業者の決定

(1) 運営事業者の決定方法

運営事業者は、次号に掲げる選定を経た上で名護市長が決定します。

(2) 運営事業候補者の選定及び決定

ア 選定方法

運営事業候補者の選定に当たっては、名護市放課後児童健全育成事業運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて提出された申請書の書類審査及び申請者によるプレゼンテーションにより審査を行い、「選定基準」に基づき、各委員が採点し、最も高い点数をつけた委員の数が多し申請者を運営事業者の候補者として選定します。また、選定委員会の会議は非公開とします。

イ プレゼンテーションの実施の有無

(ア) プレゼンテーションの実施日は、令和5年10月20日（金）とし、実施時間は応募者の状況により確定し、後日御案内します。ただし、天候等の理由により延期せざるを得ない場合は気象状況を確認の上、予備日を決定するものとします。

(イ) プレゼンテーションの所要時間は、次のとおりとなります。

プレゼンテーション 20分

質疑応答 20分

合計 40分

- (ウ) プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、事前に申し出ることにし、使用する電子データとパソコンは持参して下さい。なお、プロジェクター及びスクリーン（HDMIについては、本市で準備します。
- (エ) プレゼンテーションの際におけるパワーポイントによる説明については、申請書類に記載した内容を逸脱しない範囲で可としますが、限られた時間内でのプレゼンテーションのため、自主事業や実施体制等を中心に事業を運営するに当たってアピールしたい点を絞って説明をしてください。

ウ 選定結果のお知らせ

審査・選定の結果は、令和5年11月7日(火)頃までに全ての申請者全員に文書で通知します。また、選定結果については、本市のホームページ等で公表します。都合により遅延する場合は、その旨を文書でお知らせします。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく異議申し立て又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

エ 次点候補者の取扱い

審査の結果、第1位となった団体が、運営事業候補者となりますが、第2位となった団体は、次点候補者となります。

運営事業候補者が運営事業者として決定される日までに当該候補者としての資格を取り消された場合等は、次点候補者を運営事業候補者となります。

オ 運営事業者の決定

運営事業候補者として選定された団体は、市長による決裁（内部手続）を受けた日が正式な決定日となります。そのため、決定日に関しては後日通知によりお知らせします。ただし、当該決定を経るまでの間又は事業開始日までに、運営事業候補者を運営事業者とすることが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、運営事業候補者としての資格を取り消すことがあります。また、運営事業者としなかった場合において生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

8 運営事業者決定後の手続

(1) 協定の締結

運営事業者の決定後には、管理業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について、運営事業者と市との間で協議を行い、協定を締結します。

協定締結は、事業実施期間における基本的、包括的な事項を定めた「基本協定」を令和6年4月1日付けで締結します。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 名護市が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告に関する事項
- オ 屋我地学童クラブ運営事業者としての取消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ 管理業務の第三者への委託に関する事項
- キ 施設内での事故発生時の対応、名護市への報告等に関する事項
- ク 運営事業者が名護市に損害を与えた場合の賠償に関する事項

- ケ 運営事業者が施設・備付物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- コ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備等に関する事項
- サ 情報公開に関する事項
- シ 名護市行政手続条例の適用に関する事項
- ス リスク分担に関する事項
- セ 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- ソ 管理業務に伴う施設の修繕費の負担に関する事項
- タ 管理業務を行うに当たって購入する物品の所有権の帰属等に関する事項
- チ 地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可の取扱いに関する事項
- ツ 事業終了等に伴う引継義務に関する事項
- テ 協定の改定に関する事項
- ト その他名護市が必要と認める事項

(3) 引継

屋我地学童クラブを後任に引き継ぐ必要性が生じたときは、後任の事業者の事業開始日から円滑かつ支障なく業務が実施できるよう、責任をもって業務引継ぎを行うものとします。

(4) その他

運営事業者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、運営事業者としての決定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 運営事業者の経営状況の急激な悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的な信用を損なう等により、運営事業者としてふさわしくないと認められるとき。また、その場合における屋我地学童クラブに係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

9 スケジュール

公募から運営開始までの主なスケジュールは次のとおりです。

令和5年9月1日(金)	募集要項配布・申請受付開始
令和5年9月4日(月)	質問受付開始
9月11日(月)	現地説明会申込期限
9月15日(金)	現地説明会
9月19日(火)	質問事項受付締切
9月5日(火)～9月22日(金)	質問事項に対する回答
10月2日(月)	申請受付締切
10月20日(金)	審査(運営事業者候補の選定)及びプレゼンテーション
11月7日(火)頃	審査結果報告(申請者へ)
11月上旬～中旬	運営事業者の決定通知
12月	協定書の内容についての協議(事前協議を含む。)
令和6年4月1日	協定書の締結及び運営事業者による運営の開始

10 問い合わせ先

名護市こども家庭部子育て支援課 子育て支援係

所在地 〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

電話 0980-53-1212 (内線389)